

景観

土地又は工作物の存在及び供用

■ **道路の存在** (予測地点：景観の眺望点 ●、景観資源 🏞️、●●●●、■、🌳、🌿)

対象道路周辺には、主要な眺望点として「海峡ゆめタワー(展望室)」、「老の山公園」、「荒田埠頭」、「彦島南公園」、「手向山公園」、「小文字山」、「中央公園(金比羅山)」の7地点、身近な眺望点として「ひこっとらんどマリナービーチ」、「福浦金刀比羅宮(入口、参道中腹)」、「延命寺臨海公園」、「日明・海峡釣り公園」の4地点が分布しています。また、各眺望点からは、北九州国定公園、関門海峡、老の山、彦島福浦町金比羅神社叢、彦島の丘陵地樹林の景観資源が眺望できます。

予測結果は、下表のとおりです。

予測地点	予測結果		
	眺望点の改変	景観資源の改変	主要な眺望景観・身近な自然景観の変化
眺望点・景観資源	眺望点の直接改変はないと予測されます。	景観資源である関門海峡、老の山、彦島の丘陵地樹林の一部を改変しますが、大部分が残されるため、景観資源の仕向を損なうものではないと予測されます。	眺望景観に変化が生じますが、構造物(橋梁等)及び道路付属物のデザイン、色彩の検討、法面等の緑化を行うことにより、眺望景観の変化による影響は低減されると予測されます。

〈主要な眺望点：老の山公園〉



〈主要な眺望点：小文字山〉



〈身近な眺望点：ひこっとらんどマリナービーチ〉



〈主要な眺望点：荒田埠頭〉

現在の風景



将来の風景



〈身近な眺望点：福浦金刀比羅宮入口〉

現在の風景



将来の風景



〈身近な眺望点：日明・海峽釣り公園〉

現在の風景



将来の風景



環境保全措置

「構造物（橋梁等）及び道路付属物のデザイン、色彩の検討」、「法面等の緑化」の措置を行います。

- 解説**
- 主要な眺望点**▶ 不特定かつ多数のものが利用している景観資源を眺望する場所を示します。
 - 身近な眺望点**▶ 地域の人々が「常約に利用している場所や地域の人々に「くから親しまれてきた身の可りの「身近な自然景観」を眺望する場所を示します。
 - 景観資源**▶ 景観として認識される自然的構成要素として位置づけられるものを示します。
 - 主要な眺望景観**▶ 主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観を示します。
 - 身近な自然景観**▶ 身近な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観を示します。

人と自然との触れ合いの活動の場

土地又は工作物の存在及び供用

道路の存在(予測地点：人と自然との触れ合いの活動の場)

対象道路周辺には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として「老の山公園」、「ひこっとらんどマリニビーチ」、「荒田埠頭」、「日明・海峽釣り公園」の4地点が分布しています。

予測結果は、下表のとおりです。

予測地点	場の改変	予測結果 利用件の変化		快適性の変化
		利用件の変化		
		利用件の変化	至立時間・距離の変化	
老の山公園 ひこっとらんどマリニビーチ 荒田埠頭 日明・海峽釣り公園	一部改変しますが、大部分が残されるため、主要な人と自然との触れ合いの活動の場とそれを取り巻く自然環境は保全されると予測されます。	主な利用の場を改変しないため、利用件の変化はほとんど生じないと予測されます。	到達経路の分断は生じないため、到達時間・距離の変化による影響は生じないと予測されます。 到達経路の分断は生じませんが、駐車場が改変されるため、到達時間が変化する可能性があります。	対象道路が閉塞されるため、快適性の変化が生じますが、構造物（橋梁等）及び道路付属物のデザイン、色彩の検討、法面等の緑化を行うことにより、快適性の変化は低減されると予測されます。



〈老の山公園〉



〈ひこっとらんどマリニビーチ〉



〈荒田埠頭〉



〈日明・海峽釣り公園〉

環境保全措置

「駐車場の代替地への移設（日明・海峽釣り公園駐車場）」、「構造物（橋梁等）及び道路付属物のデザイン、色彩の検討」、「法面等の緑化」の措置を行います。

廃棄物等

工事の実施

事業の実施により、建設副産物として建設発生土、建設汚泥、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材が発生すると予測されますが、法規制等に基づき、再利用（事業内利用、工事尚流用、再資源化による他事業等の利用）を行うことにより、発生量が抑制されると予測されます。なお、処理・処分する場合は、法規制等に基づき適切に行います。

環境保全措置

「事業内利用（建設発生土）」、「工事尚流用の促進（建設発生土）」、「脱水処理による減量化（建設汚泥）」、「再資源化施設への搬入等による他事業等での利用（建設汚泥、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）」の措置を行います。

環境影響の総合的な評価

本対象事業においては、対象道路の位置及び基本構造の検討段階から環境保全に配慮しており、事業者が実行可能な範囲内で環境保全措置を講じることにより、対象道路が周辺の環境に及ぼす影響についてできる限り回避又は低減が図られています。

また、動物及び生態系については、予測の不確実性の程度が大きい、または環境保全措置の内容をより詳細なものにする必要がある場合等において、適切に事後調査を実施することとしています。

このことから、対象道路に係る環境の保全について適正な配慮がなされていると評価します。

今後の詳細な計画検討にあたっては、環境影響評価の結果に基づき環境保全に十分配慮して行うとともに、事業実施段階及び供用後において、周辺の交通ネットワークに関する交通量及び生活環境の状況変化、自然環境の状況変化、規制区域及び環境基準の変更等について、関係機関と協力し、必要に応じて適切に把握するとともに、専門家の意見を踏まえて、必要な措置を検討します。

本環境影響評価では、環境に及ぼす影響を予測し、必要に応じて環境保全措置を講じることとしていますが、現段階で予測し得なかった著しい影響が見られた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、専門家等の意見を踏まえて、関係機関と連携を図り、最新の技術指針等を踏まえて必要な措置を講じます。

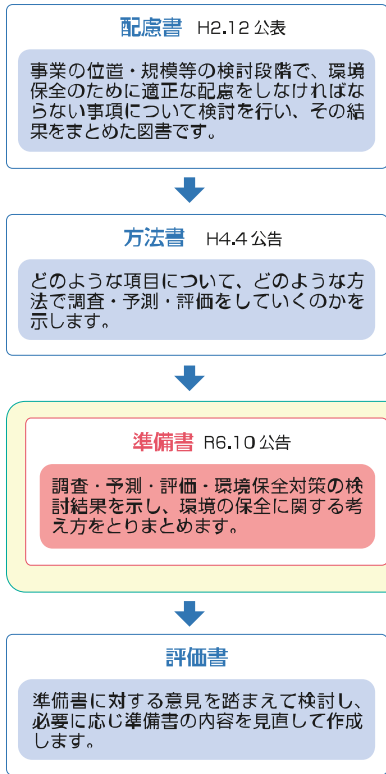
4. 今後の流れ

環境影響評価の流れ

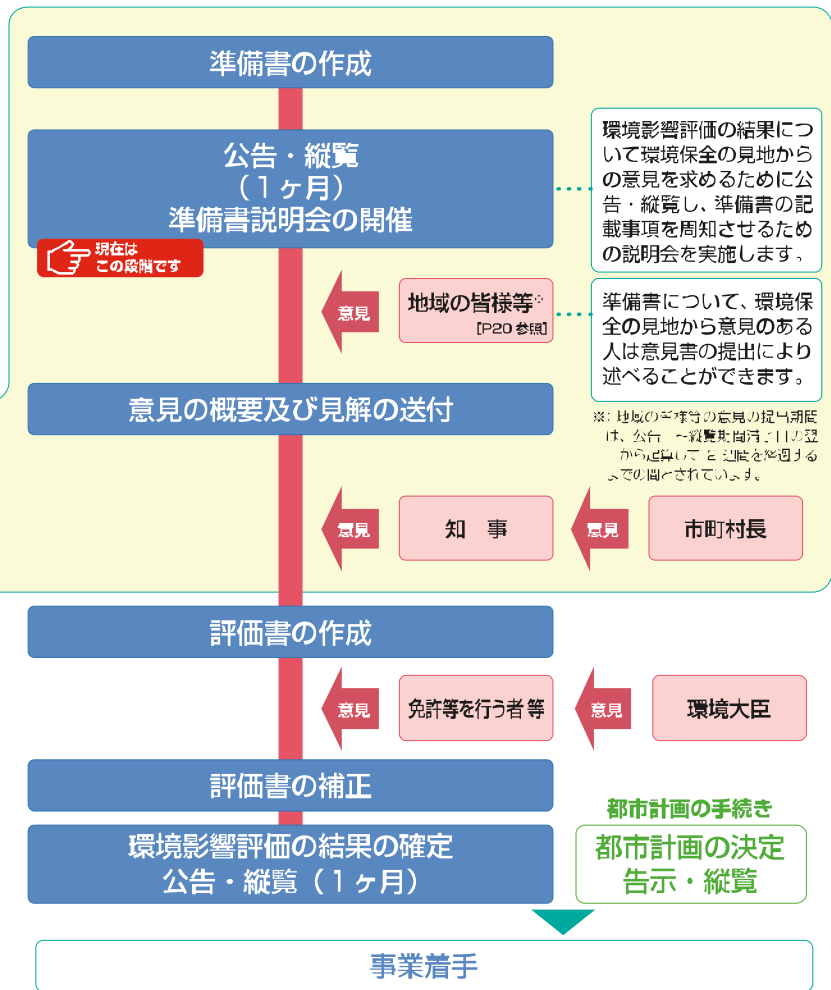
今後は、地域の皆様や地方公共団体よりいただいた意見を踏まえ、準備書の記載内容に検討を加え、必要に応じて準備書の内容を見直した上で環境影響評価書を作成します。

作成された評価書は、事業の免許等を行う者等と環境大臣に送付されます。環境大臣は必要に応じて事業の免許等を行う者等に意見を述べ、事業の免許等を行う者等はその意見を踏まえて意見を述べます。

環境影響評価の手続き



環境影響評価の結果の確定までの流れ



事業着手後の標準的な流れ



5. 縦覧等

縦覧について

縦覧場所

山口県 土木建築部 都市計画課、下関土木建築事務所
北九州市 都市戦略局 計画部 都市交通政策課、小倉北区役所 総務企画課
福岡県 県土整備部 道路建設課
下関市 都市整備部 都市計画課、環境部 環境政策課
国土交通省 中国地方整備局 道路計画課
国土交通省 九州地方整備局 道路計画第一課

縦覧期間

令和6年10月1日(火)～令和6年11月1日(金) 9時30分～17時00分
(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く)

インターネットによる公表

山口県 <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/130/268364.html>
北九州市 <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/08000078.html>
※ホームページでは、期間中の十口祝いを含み、終日閲覧が可能です。



山口県



北九州市

意見書について

意見書の提出期限

令和6年11月15日(金)まで(郵送の場合は当日消印有効)

意見書の提出先及び提出方法

○山口県 〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号
山口県 土木建築部 都市計画課 まちづくり推進班
※郵送又は持参による書面で提出することができます。
※意見書は任意様式ですが、Webサイトに参考様式を掲載しています。
(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/130/268364.html>)



山口県

○北九州市 〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市 都市戦略局 計画部 都市交通政策課
FAX 093-582-2503
電子メール toshi-koutsuu@city.kitakyushu.lg.jp
※郵送、FAX又は持参による書面、もしくは電子メールで提出することができます。
※意見書は任意様式ですが、縦覧場所及びwebサイトに参考様式を用意しています。
(<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/08000078.html>)



北九州市

意見書の記載事項(以下のア～ウは必ず記載してください)

- ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所
(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- イ 意見書の提出の対象である環境影響評価準備書の名称
(「下関北九州道路 環境影響評価準備書」と記載するものとします)
- ウ 環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見
(日本語により、意見の理由を含めて記載するものとします。)

問い合わせ先

山口県 土木建築部 都市計画課 まちづくり推進班
〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号
TEL 083-933-3733
電子メール a18400@pref.yamaguchi.lg.jp

北九州市 都市戦略局 計画部 都市交通政策課
〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
TEL 093-582-2518
電子メール toshi-koutsuu@city.kitakyushu.lg.jp